衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

[時限的割引料金:平成28年4月1日から平成30年3月31日まで適用]

(単位:円/トン)

				処分	鉱さい	継続割引単価			
区分			単価	割引単価	2年目	3年目	4年目	5年目以降	
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類(※)	溶融固化物	16, 100		13, 700	12, 900	12, 100	11, 300
			その他	61,000		51, 900	48, 800	45, 800	42, 700
		ゴムくず(※)		61,000		51, 900	48, 800	45, 800	42, 700
		金属くず		11, 200		9, 600	9, 000	8, 400	7, 900
		ガラスくず・コンクリー	海面に浮くもの	76, 300		64, 900	61, 100	57, 300	53, 500
		トくず及び陶磁器くず (※)	その他	11, 200		9, 600	9, 000	8, 400	7, 900
		がれき類 (※)	海面に浮くもの	76, 300		64, 900	61, 100	57, 300	53, 500
			その他	11, 200		9, 600	9, 000	8, 400	7, 900
	管理型区画に処分	自動車等破砕物(※)	溶融固化物	15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
			その他	76, 300		64, 900	61, 100	57, 300	53, 500
		燃え殻		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
		無機性汚泥		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
		鉱さい		15, 700	9, 800				
		ダスト類		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
		第13号廃棄物		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
一般廃棄物		燃え殻		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
		ばいじん		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
		溶融スラグ		15, 700		13, 400	12, 600	11, 800	11, 000
建設発生土		土壌環境基準に適合するもの		3, 000					
		その他		8,000					

- 注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定します。
- 注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算されます。
- 注3) 埋立処分料金には消費税が別途課されます。
- 注4) 斜字体は鉱さい割引及び継続割引単価であり、平成30年3月31日までの時限措置とします。
- 注5) 継続割引単価については、年度搬入量が規定量を超過した場合の超過量に適用することとし、運用の詳細は 理事長が定めるものとします。なお、規定量とは前年度の搬入実績量の80%の量のことをいいます。
- 注6) ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れません。